

障害者差別解消法の改正について

参加費無料

障害者差別解消法の一部改正により、令和6年4月から「事業者による合理的配慮の提供」が「法的義務化」されます。

法律の改正内容とともに、障害者を取り巻く現況や課題、今後の目指すべき姿等について、事業者の皆様にご理解を深めていただく機会として、下記のとおり講座を開催します。加えて、障害者雇用における企業セミナーも同時開催します。

【第1部】基調講演「障害者差別解消法の改正について」

講師 又村 あおい 氏

(一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長)



【第2部】企業における合理的配慮の事例

～おもしろおかしく働くために～

障害のある人を雇用する企業向けの「障害者雇用企業セミナー」としても実施します！

講師 福岡 宏水 氏 (株式会社堀場製作所 グローバル人事課)

日 時

令和5年12月19日(火)

午後3時～午後5時(受付開始 午後2時30分)

会 場

京都テルサ 大会議室 東館3階
(京都市南区東九条下殿田町70番地
(新町通九条下ル))

対 象

京都市内に事業所のある企業等の
経営者、総務・人事責任者、人権研修推進者等

申 込



令和5年12月5日(火)まで 定員：80名

申込フォーム：右の二次元コード又は専用のアドレス

【https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=7470】から
お申込みください。

FAX：裏面の申込書※を記載し、075-366-0139に送信してください。

(※ 下記ホームページからダウンロード可)



【内容についてのお問合せ】(平日の午前8時45分～午後5時30分)

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 電話(075)222-4161 FAX(075)251-2940

【申し込みについてのお問合せ】(平日の午前8時45分～午後5時30分)

京都市文化市民局共生社会推進室 電話(075)222-3096 FAX(075)366-0139

ホームページ 「企業向け人権啓発講座」のページを御覧ください。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/19-4-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)